

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第7条 前条の入学志願者については、当該学府教授会、<u>技術経営研究科教授会</u>又は学部教授会(以下「教授会」という。)がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(履修科目の追加)</p> <p>第10条 学年の始めに科目等履修生として入学した者が、後学期から新たな授業科目を追加して履修したいときは、所定の期日までに履修科目追加願(本学所定の様式による。)を当該学府長、<u>技術経営研究科長</u>又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出し、その許可を受けて、これを履修することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(履修科目が他の学府等にわたる場合の取扱い)</p> <p>第16条 1人の科目等履修者の履修科目が他の学府、<u>技術経営研究科</u>又は学部(以下「学府等」という。)にわたる場合は、履修科目の多い学府等(以下「主たる学府等」という。)の科目等履修生として取り扱い、他の学府等に関連する事項は、主たる学府等が関係学府長等と協議して処理するものとする。</p>	<p>本則</p> <p>(入学者の選考)</p> <p>第7条 前条の入学志願者については、当該学府教授会又は学部教授会(以下「教授会」という。)がそれぞれ選考を行う。</p> <p>(履修科目の追加)</p> <p>第10条 学年の始めに科目等履修生として入学した者が、後学期から新たな授業科目を追加して履修したいときは、所定の期日までに履修科目追加願(本学所定の様式による。)を当該学府長又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出し、その許可を受けて、これを履修することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(履修科目が他の学府等にわたる場合の取扱い)</p> <p>第16条 1人の科目等履修者の履修科目が他の学府又は学部(以下「学府等」という。)にわたる場合は、履修科目の多い学府等(以下「主たる学府等」という。)の科目等履修生として取り扱い、他の学府等に関連する事項は、主たる学府等が関係学府長等と協議して処理するものとする。</p>	

附 則 (教規程第2号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。